

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表一の８の項を次のように改める。

8	パゾパニブ塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年3月17日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。）に係るものに限る。）	03001xxx0103xx
		03001xxx0104xx
		03001xxx0113xx
		03001xxx0114xx
		03001xxx97x3xx
		03001xxx97x4xx
		03001xxx99x3xx
		03001xxx99x4xx

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

		070041xx01x3xx
		11001xxx01x1xx
		11001xxx97x1xx
		11001xxx99x1xx

別表一の12の項を次のように改める。

12	エベロリムス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年11月21日及び平成26年3月17日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx01x50x
		010010xx01x51x
		010010xx97x4xx
		010010xx9904xx
		090010xx01x3xx
		090010xx01x4xx
		090010xx01x6xx
		090010xx02x3xx
		090010xx03x2xx
		090010xx03x3xx

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

		090010xx97x2xx
		090010xx97x30x
		090010xx97x31x
		090010xx97x5xx
		090010xx99x2xx
		090010xx99x30x
		090010xx99x31x
		090010xx99x40x
		090010xx99x41x
		180060xx97xxxx
		180060xx99xxxx

別表一の25の項を次のように改める。

		020180xx97x0x0
		020180xx97x0x1
		020180xx97x1x0
		020180xx97x1x1

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

25	ラニビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日及び平成26年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020180xx99xxxx
		020210xx01xxxx
		020210xx97xxxx
		020210xx99xxxx
		020350xx97xxxx
		020350xx99xxxx
		100060xxxxxxxxxx
		100070xxxxxxxxxx
		100080xxxxxxxx0x
		100080xxxxxxxx1x

別表１に次のように加える。



40	シナカルセト塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	100220xx03xxxx
41	ゴセレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年3月17日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx03x2xx 090010xx03x3xx 090010xx99x2xx
42	トルバブタン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年3月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	140550xx97xxxx 140550xx99xxxx
43	エンザルタミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	110080xx01x1xx 110080xx02x1xx 110080xx97x1xx 110080xx97x20x 110080xx97x21x 110080xx9901xx 110080xx9902xx 110080xx9903xx
44	トリフルリジン／チピラシル塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx99x2xx 060040xx9713xx 060040xx99x3xx
45	ナタリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010090xxxxx0xx